



2021年4月27日

各位

会社名 NEC ネットエスアイ株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 牛島 祐之
(コード番号 1973 東証第一部)
問合せ先 執行役員 伊丹 比呂司
(TEL 03-6699-7000)

取締役の報酬額の改定及び取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、2015年6月23日開催の第83期定時株主総会にてご承認いただきました取締役報酬額の改定及び2019年6月21日開催の第87期定時株主総会にてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度の改定を決議し、2021年6月24日開催予定の第89期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に取締役報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関する議案を付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、上記に対する当社取締役会での決議は、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成する諮問会議での審議結果を踏まえたうえで行っております。

記

1. 取締役の報酬額の改定について

当社の取締役報酬等の額は、2015年6月23日開催の第83期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していることや更なるコーポレートガバナンス強化のため、優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要性等を勘案して、本株主総会において、当社の取締役報酬等の額を年額3億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）に改定することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

本改定は、報酬水準を競合他社に対して競争力のあるレベルまで引き上げることを目的としており、相当であると考えております。

2. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定について

(1) 改定の理由

当社は、2019年6月21日開催の第87期定時株主総会において、第3号議案「取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（業務執行を行わない取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

今般、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象取締役に對し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

本改定は、中期経営計画の進捗状況、当初決議以降の当社株価推移等を総合的に勘案したものであり、本制度により取締役に付与する株式数の上限については変更しないため希釈化の影響もないことから、相当であると考えております。



(2) 改定の内容

当社の取締役報酬等の額は、2015年6月23日開催の第83期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とご承認いただき、さらに2019年6月21日開催の第87期定時株主総会において、かかる報酬枠の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するものとし、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、年額3,000万円以内として設定することをご承認いただいております。

本制度は、当社の取締役に対して、譲渡制限付株式を割当てするために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものですが、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を、上記の報酬枠とは別枠として、年額6,000万円以内と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。なお、2020年6月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割に伴う調整として譲渡制限付株式付与のために発行または処分される当社の普通株式数の上限を年60,000株に変更しております。

以上